

令 5 監 理 第 2 6 6 号
令和 5 年 (2023年) 7 月 5 日

関係建設業団体の長 様

山口県土木建築部長

建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について (通知)

このことについて、令和 5 年 6 月 3 0 日付け国不建推第 1 6 号で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、貴職から貴団体所属会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

<改正概要>

下記の項目が新設されました。

新設項目	概要
5. (3)	原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおり取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の 1 つに該当するおそれ
6. 1 4 - 5	下請中小企業振興法・振興基準との関係について

監理課建設業班

TEL 083-933-3629

FAX 083-925-8862